## 健康保険 任意継続被保険者 資格喪失申出書

常務理事	事務長	次長	課長	係長	係

被	記号	9	900	番号				※組合使用欄 <b>資格喪失年</b>			
保 険	氏名							令和	年	月	日
者	生年月日	昭和	平成	年	月	日	電話番号				
情 報	住所	₹	_								

▼該当する下記の事由に√をつけてください

▼ BA.	* 広コケる下記の手出に* とうが くべたとい												
□ ① 任意継続被保険者でなくなることを希望するため													
		□ ② 健康保険(または船員保険)の被保険者資格を取得したため											
		再取得後の健康保険の 被保険者記号・番号		記号				番号					
資格		保険者の名称				1	健康保険組合	または 全国	国健康保険協会		支部		
		資格取得年月日		令和	年	月	日						
喪 □ ③ 後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したため													
事		資格取得年月日		令和	年	月	日						
由		□ ④ 被保険者が死亡したため											
		死亡した日		令和	年	月	日						
		届出者	氏名					本人	、との続柄				
		/шш п	住所										

## ●留意事項および添付書類

	●笛息争項のよび添り音規								
喪失 事由	資格喪失年月日	留意事項	添付書類						
1	この申出書を当組合 が受理した日の 属する月(申出月) の翌月1日	※申出後にこの資格喪失を取り消すことはできません。 ※健康保険証等は申出月の月末まで使用することができます。 <b>保険料</b> この申出書を当組合が受理した日の属する月分までかかります。 資格喪失月以降の月分の保険料を納付されている場合には還付いたします。	添付書類なし  ※資格喪失日以降、資格喪失証明書を送付します。 その際、返信用封筒を同封しますので、 健康保険証等(※1)を速やかに返納してください。						
2 3	新たに資格取得した 被保険者資格取得 年月日	保険料 資格喪失月の前月分までかかります。 資格喪失月以降の月分の保険料を納付されている場合には還付いたします。	●新たに取得した						
4	死亡日の翌日	保険料 資格喪失月の前月分までかかります。 資格喪失月以降の月分の保険料を納付されている場合には還付いたします。	●死亡診断書(写) ●住民票の除票 ●健康保険証等(※1)						

<u>(※1)「健康保険証」または「資格確認書」(家族分を含む)、「高齢受給者証」</u> 「限度額適用認定証」「特定疾病受療証」をお持ちの方は併せて返納してください。 受 付